

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条および第22条の2第7項に基づく職員の条件付採用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用期間)

第2条 職員の条件付採用の期間(以下「条件付採用期間」という。)は、任命の日から起算して6月間とする。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」とする。

(免職)

第3条 任命権者は、勤務成績が良好でないと認めた職員に対し、条件付採用期間の終了日までに免職通知書(様式第1号)を交付するものとする。

(条件付採用期間の延長)

第4条 第2条の規定にかかわらず、職員が条件付採用期間の開始後6月間において、病気等の理由により実際に勤務した日数が90日に満たない場合には、その日数が90日に達するまで条件付採用期間を延長することができる。

2 前項に定めるもののほか、任命権者は、当該職員の能力の実証が十分でないと認められる場合、その他特別の事情がある場合においては、条件付採用期間を延長することができる。

3 前2項の規定による延長は、条件付採用期間の開始後1年を超えることはできない。

4 任命権者は、条件付採用期間を延長したときは、当該職員に対し、条件付採用期間延長通知書(様式第2号)を交付するものとする。

5 会計年度任用職員に対する第1項および第3項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、第3項中「条件付採用期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に条件付採用期間中の職員については、この規則に定めるところにより採用されたものとする。

様式第1号(第3条関係)

免職通知書

所 属
階 級
氏 名

条件付採用期間中の勤務成績を不良と判断し、 年 月 日付けをもって免職することとしたので、鯖江・丹生消防組合職員の条件付採用に関する規則第3条の規定により通知する。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消 防 長 印

様式第2号(第4条関係)

条件付採用期間延長通知書

所 属
階 級
氏 名

条件付採用期間を 年 月 日まで延長したので、鯖江・丹生消防組合
職員の条件付採用に関する規則第4条第4項の規定により通知する。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消 防 長

